

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

## ↳ 自社株の譲渡

**Q** : 自社株を発行会社に譲渡しようと思っています。課税関係はどうなりますか？

**A** : 原則的には、譲渡所得課税とみなし配当課税が発生します。

### 【解説】

同族会社の株式をその株式の発行会社に譲渡した場合において、その譲渡対価として交付を受ける金銭等の額が次の算式で計算した金額を超えるときは、その譲渡対価として交付を受けた金銭等のうちその超える部分の金額は配当所得の収入金額とみなされ、その譲渡対価として交付を受けた金銭等の額から配当所得の収入金額としてみなされた金額を控除した金額は、譲渡所得の収入金額となります。

$$(A/B) \times C$$

A : 譲渡直前における発行会社の資本金等の額

B : 譲渡直前における発行会社の発行済株式総数

C : 譲渡した株式数

なお、配当所得については、20%の税率による所得税の源泉徴収が行なわれたうえ、その配当所得は総合課税の対象となり、配当控除が適用されます。

また、譲渡所得については、他の所得と分離され、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、相続により取得した株式を一定の要件のもとに譲渡した場合には、みなし配当の適用がない特例があります。

